

●香川県告示第435号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成20年10月3日から同月24日まで一般の縦覧に供する。

平成20年10月3日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 黒淵本大線（237号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
観音寺市昭和町三丁目甲1721番 1地先から	前	5.6~33.2	470	緊急地方道路整備 事業による現道拡 幅
観音寺市昭和町一丁目甲1495番 8地先まで	後	13.0~33.5	470	